

令和4年  
4月1日から  
適用



看板（屋外広告物）のルールを定めた「埼玉県屋外広告物条例」及び「埼玉県屋外広告物条例施行規則」が改正され、屋外広告物の点検が義務となります。

屋外広告物の所有者や管理者、屋外広告業者は、下記の改正内容に御注意ください。

### どう変わるの？屋外広告物の点検

屋外広告物は定期的に点検をしなければなりません（はり紙、広告幕、アドバルーン等を除く）。

更に

- 上端の高さが**地上から4m超**で、かつ**許可が必要**な屋外広告物は、**有資格者による点検が義務**となります。
- 上端の高さが**地上から4m超**で、かつ**許可が不要**な屋外広告物は、**有資格者による点検が努力義務**となります。

詳しくは埼玉県のホームページを御覧ください。  
「屋外広告物法及び埼玉県屋外広告物条例について」

埼玉県 屋外広告物条例 

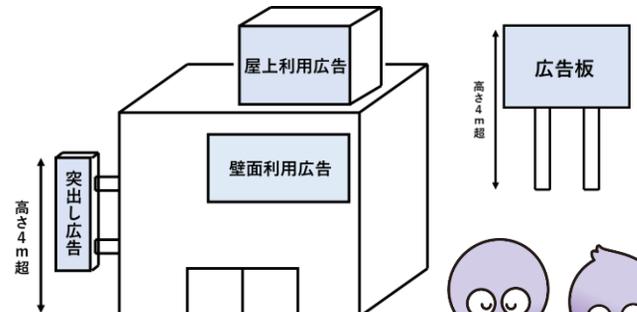
※条例の適用区域は裏面をご覧ください。

### 有資格者とは？

屋外広告士、屋外広告物講習会修了者、屋外広告物点検技能講習修了者等

### 点検対象は？

建物を利用した広告物（壁面利用広告、屋上利用広告、突出し広告）、建物から独立した広告物（広告板、広告塔）等



埼玉県マスコット  
「コバトン&さいたまっち」

お問合せ先

埼玉県都市整備部田園都市づくり課 屋外広告物担当

☎ 048-830-5528 ✉ a5540-02@pref.saitama.lg.jp

## 条例の適用区域

市町村の名称	適用される条例
さいたま市	さいたま市屋外広告物条例
川越市	川越市屋外広告物条例
川口市	川口市屋外広告物条例
越谷市	越谷市屋外広告物条例
熊谷市	熊谷市屋外広告物条例
春日部市	春日部市屋外広告物条例
戸田市	戸田市屋外広告物条例
新座市	新座市屋外広告物条例
八潮市	八潮市屋外広告物条例
三郷市	三郷市屋外広告物条例
上記以外の市町村	埼玉県屋外広告物条例

※点検に関する規定の有無や内容は、条例によって異なります。